

次期環境基本計画

骨子案

1 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

○香川県環境基本条例第9条に基づく基本計画

(2) 計画の位置づけ・性格

○環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画

○「香川県次期総合計画」の下位計画

○本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付ける。

(3) 計画の期間

○平成28年度から平成32年度までの5か年計画

(4) 計画の対象範囲

○環境全般

※緑化の推進とみどりの保全を総合的かつ計画的に推進するものは、
「香川県緑の基本計画」で取り扱う。

2 環境の将来像と環境分野ごとの基本目標

(1) 環境の将来像

「県民みんなでつくる 人と自然が共生する豊かで美しい香川」

(2) 環境分野ごとの基本目標

○各分野にまたがる基盤整備・地域づくりと4つの環境分野の基本目標を設定し、施策を展開

県民みんなでつくる
人と自然が共生する
豊かで美しい
香川

各分野にまたがる基盤整備・地域づくり

環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進

地球環境分野

地域から取り組む地球環境の保全

資源循環分野

環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

自然環境分野

豊かで美しい自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

生活環境分野

安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

香川県環境基本計画の施策体系

基本目標	施策区分	施策展開	
		大項目	中項目
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進	1-1 環境教育・環境学習の充実	1-1-1 環境教育・環境学習の基盤整備 1-1-2 学校における環境教育の推進 1-1-3 幅広い場における環境学習の推進	
	1-2 里海づくりの推進	1-2-1 里海づくりの普及拡大 1-2-2 里海・里山の保全と持続的活用	
	1-3 多様な主体による環境保全活動の促進	1-3-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進 1-3-2 各主体との連携・協働による取組みの推進	
【地球環境分野】 地域から取り組む地球環境の保全	2-1 地球温暖化対策の推進	2-1-1 省エネルギー行動の拡大	
		2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進 2-1-3 低炭素型まちづくりの推進 2-1-4 森林整備と都市緑化の推進 2-1-5 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策	
【資源循環分野】 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 2R(リデュース、リユース)の推進 3-1-2 リサイクルの推進	
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進	
	3-3 水循環の促進	3-3-1 水の循環利用等の促進 3-3-2 節水意識の高揚	
【自然環境分野】 豊かで美しい自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	4-1 生物多様性の保全	4-1-1 各主体の連携による取組みの推進 4-1-2 希少野生生物の保護 4-1-3 野生鳥獣の保護管理	
	4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進	4-2-1 有害鳥獣対策の拡充 4-2-2 特定外来生物の防除 4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発	
	4-3 農地等の保全と持続的活用	4-3-1 農地等の保全と持続的活用	
【生活環境分野】 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供 5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進	
	5-2 水環境、土壤・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供 5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進 5-2-3 水環境の保全対策の推進 5-2-4 土壤・地盤環境の保全対策の推進	
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進 5-3-2 化学物質対策などの推進	
	5-4 うるおいのある快適な地域づくり	5-4-1 景観、自然に配慮した快適空間の充実 5-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用	
		5-4-3 適正な土地利用の調整	

【基本目標 1】 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進

1-1 環境教育・環境学習の充実

(1) 現状と課題

- 県では、環境キャラバン隊の派遣や夏休みを利用した親子向けの講座等に加え、平成24年度から、様々な授業で活用できる教材である「さぬきっ子 環境スタディ」を開発し、現在多くの小・中学校で活用されています。
- しかし、県政世論調査の結果では、「環境学習に関する行政の取組み」について、6割以上の方が重要と考えていますが、満足している人は2割以下にとどまっています。
- 環境教育・環境学習の人づくりは、環境に関する様々な取組みの基本となるものであり、環境教育・環境学習を更に充実させることが重要な課題となっています。
- 環境教育・環境学習に取り組む人づくり・場づくりの推進に取り組むため、学校における環境教育の充実、学校以外の幅広い場において子どもから大人まで環境学習機会の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
1-1-1 環境教育・環境学習の基盤整備	<ul style="list-style-type: none">■ 環境教育・環境学習による人づくりと機会の提供■ 様々な主体による環境学習ネットワークの構築■ 指導者育成と人材の活用■ 環境学習プログラム等の開発■ 環境教育・環境学習に関する情報の効果的な提供
1-1-2 学校における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 環境教育・教員研修の実施■ 児童生徒による自発的な環境保全活動の推進■ 環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の充実■ 教員に対する環境データ、環境学習教材の提供
1-1-3 幅広い場における環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 家庭・職場・地域における環境学習の推進■ 子どもから大人まで幅広い世代における環境学習の充実

1-2 里海づくりの推進

(1) 現状と課題

- 瀬戸内海は、瀬戸内海環境保全特別措置法による水質総量規制などの施策が講じられた結果、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、人と海の関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題を抱えています。
- こうした中、県では、平成25年4月に「かがわ『里海』づくり協議会」を設立するとともに、同年9月にビジョンを策定し、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、海だけでなく海につながる山・川・里（まち）を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりの取組みを始めています。
- これまで、協議会等の設置、ビジョンの策定、里海体験の活動拠点づくりなど里海づくりを支える基盤整備に取り組むとともに、海ごみや里山再生に関する調査等を実施し、内陸部の市町も参画する香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムの構築や竹林資源の安定供給体制の整備など、具体的な課題解決に向けた取組みを進めています。
- 今後、重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成やネットワーク化、プロモーション等を充実させ、県民や多様な主体による里海づくりをさらに広げていくことが必要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
1-2-1 里海づくりの普及拡大	<ul style="list-style-type: none">■ 推進体制の構築■ 理念の共有・取組みへの反映■ 意識の醸成■ 人材育成■ ネットワーク化■ データに基づく順応的管理
1-2-2 里海・里山の保全と持続的活用	<ul style="list-style-type: none">■ 推進体制の構築（再掲）■ 人材育成（再掲）■ データに基づく順応的管理（再掲）■ 海ごみ対策の推進■ 生育環境の整備■ 漁場環境の監視■ 里山の保全と持続的活用の推進■ 鳥獣被害対策の推進

1-3 多様な主体による環境保全活動の促進

(1) 現状と課題

- 平成26年7月に実施した世論調査では、県民の環境に配慮した行動として、「洗剤の使用量は適量としている」、「電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意する」など、生活規則として日常に定着し、経済的負担を軽減につながるものは、取組み率が高くなっています。しかし、「環境に関する講座への参加や正しい知識を得るよう努めている」「身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている」などの行動の取組み率が低くなっています。
- 事業者においては、環境マネジメントシステムの導入や地域の環境美化活動への参加など、企業の社会的責任に基づく環境活動が進んでいますが、このような取組みが広まるためには、環境に配慮した行動が、経済的・社会的に評価されることが重要です。また、開発行為など事業活動が環境に与える影響は大きいため、環境影響評価制度の適切な運用等により、環境への負荷を低減する事業者の取り組みを促進する必要があります。
- 今日の環境問題には、県民・事業者・民間団体など地域社会を構成するすべての主体がそれぞれ責務や役割のもとで、日常生活や事業活動において、相互に連携・協力しながら環境保全に取組むことが重要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
1-3-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進	<ul style="list-style-type: none">■ 県民・民間団体の環境配慮行動の促進■ 環境に配慮した事業活動の促進■ 県みずから取り組む環境配慮行動の推進
1-3-2 各主体との連携・協働による取組みの推進	<ul style="list-style-type: none">■ 各主体間の協働の取組みの促進■ 環境保全活動に関する情報の効果的な提供

【基本目標 2】 地域から取り組む地球環境の保全

2-1 地球温暖化対策の推進

(1) 現状と課題

- 平成 24 (2012) 年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は、11,064 千トン（CO₂換算）で、前年度より 13% 増加しています。また、温室効果ガスの 95% を二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）が占めています。
- CO₂ の排出量を部門別にみると、産業部門 3,674 トン（構成比 33.2%）、業務部門 2,301 トン（同 20.8%）、家庭部門 2,138 トン（同 19.3%）、運輸部門 2,050 トン（同 18.5%）等となっており、全国と比べると家庭部門の比率が高くなっています。
- 温室効果ガスの排出を抑制するためには、県民、事業者によるライフスタイルや事業活動の見直しが必要であり、各主体が連携・協力して、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入などに努める必要があります。
- CO₂ の吸収源である森林整備等を着実に実施していく必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
2-1-1 省エネルギー行動の拡大	■ 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの推進 ■ 省エネ型設備・機器の導入促進
2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進	■ 太陽光発電の導入促進 ■ エネルギー源の多様化の促進
2-1-3 低炭素型まちづくりの推進	■ 集約型まちづくりの推進 ■ 交通環境の整備の推進
2-1-4 森林整備と都市緑化の推進	■ 森林整備の促進 ■ 都市緑化の推進
2-1-5 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策	■ CO ₂ 以外の温室効果ガス対策

【基本目標 3】 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

3-1 循環型社会づくりの推進

(1) 現状と課題

- 平成25年度の県内の廃棄物の総排出量は、一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ）が33.0万トン、産業廃棄物が243.6万トンとなっています。平成21年実績と比較すると、一般廃棄物は減少（0.9万トン減）し、産業廃棄物は増加（2.3万トン増）しています。また、平成25年度の県内のリサイクル率は、一般廃棄物が20.1%、産業廃棄物が70.1%であり、近年は、一般廃棄物は横ばい、産業廃棄物は微増で推移しています。
- 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するためには、リサイクルに先立って2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を可能な限り推進することを基本に、各主体が相互の連携と役割分担のもと、創意工夫を凝らした取組みを行う必要があります。
- 市町の焼却施設に搬入されるごみのうち、ちゅう芥類（食べ残しなどの食品残さ等）や紙類が多いことから、県民の意識改革も含め、食品ロスの削減やリサイクル可能な紙ごみ等の対策に取り組む必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
3-1-1 2R（リデュース、リユース）の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 2Rを意識した3Rの普及啓発■ リデュースに向けた取組みの推進■ リユースに向けた取組みの推進
3-1-2 リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">■ 市町におけるリサイクルの推進■ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充■ 循環産業の育成■ リサイクル製品の利用促進

3-2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 現状と課題

- 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例は減少するとともに、不法投棄・野外焼却の県民からの苦情件数は減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は後を絶たない状況です。
- 廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の確保はもとより、市町や関係機関と連携した監視指導を一層充実させるとともに、県民等からの通報をしやすくするなどの不適正処理対策を強化する必要があります。
- 災害により生じた廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上、円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理体制を構築する必要があります。
- 豊島廃棄物等処理事業については、市町や関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項で定められた期限までに廃棄物等が処理できるよう全力で取り組む必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
3-2-1 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 廃棄物処理施設の確保と維持管理■ 監視指導体制の拡充・強化■ 廃棄物の適正処理の推進■ 不法投棄や野外焼却対策の強化■ 豊島廃棄物等処理事業の推進

3-3 水循環の促進

(1) 現状と課題

- 県内 16 の下水処理場のうち 11 処理場で下水処理水の再利用が行われていますが、水資源に恵まれていない本県にとって、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用をさらに促進していく必要があります。
- 本県の 1 人 1 日当たりの水道の生活用平均給水量は、平成 25 年度は 231 リットルで、近年はほぼ横ばいの状況にあります。限りある貴重な資源である水の使用量を抑制していくためには、引き続き節水の啓発に努め、より一層節水意識の高揚を図る必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
3-3-1 水の循環利用等の促進	<ul style="list-style-type: none">■ 雜用水利用の促進■ 下水処理水の再利用■ 農業集落排水事業の促進
3-3-2 節水意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">■ 節水啓発活動の推進、節水活動の促進■ 節水学習の推進、水文化の継承■ 水の有効利用及び節水の促進に関する条例の制定■ 節水型機器の普及促進■ 県有施設への節水型機器設置の徹底

【基本目標 4】 豊かで美しい自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

4-1 生物多様性の保全

(1) 現状と課題

- 地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされる様々な恵みにより支えられていますが、生物多様性は、①開発など人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化など地球環境の影響による危機の4つの危機に直面していると指摘されています。
- 本県でも、干潟やため池、里地里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされています。
- 本県における絶滅のおそれのある希少野生動植 798 種を記載した「香川県レッドデータブック（平成 16 年 3 月）」は、作成後 10 年以上が経過していることから、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物を再度調査し、その状況を把握する必要があります。
- また、「(特定非営利法人)みんなでつくる自然史博物館・香川」やその他の団体が連携し、より活発に自然保護活動や普及啓発等に取り組むことにより、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
4-1-1 各主体の連携による取組みの推進	■生物多様性の保全のための活動の推進 ■地域連携保全活動センターの役割を担う民間団体の育成
4-1-2 希少野生生物の保護	■レッドデータブックの見直し ■指定希少野生生物の保護
4-1-3 野生鳥獣の保護管理	■愛鳥週間等による普及啓発活動の推進 ■野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

(1) 現状と課題

- イノシシやニホンザルなど野生鳥獣による農作物被害は、平成22年度に平成21年度の倍近くに増え、その後高止まりしています。また、住居集合地域へのイノシシ等の出没件数は、平成26年度に大幅に増加するとともに、人身被害も発生しています。
- 平成26年5月に鳥獣保護法が改正され、増えすぎて自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化している野生鳥獣を、適正な個体数、生息範囲に縮小させる「管理」が法律の題名に加えられたとともに、県が主体となって捕獲を実施する「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設されました。
- 市町主体による有害捕獲や侵入防止柵の設置等による有害鳥獣を寄せつけない環境づくりに加え、離島や市街地など捕獲が困難な地域において、県が主体となって個体数調整を行うとともに、若手狩猟者の確保を図るなど、有害鳥獣対策を拡充し、実施することが必要です。
- アライグマやセアカゴケグモなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加していることから、平成27年3月に国が策定した「外来種被害防止行動計画」に基づき、本県に侵入している「侵略的外来種」のリストを作成するとともに、優先度の高い特定外来生物については早期に防除を推進していくことが必要です。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
4-2-1 有害鳥獣対策の拡充	<ul style="list-style-type: none">■ 有害鳥獣対策の推進■ 鳥獣害に強い地域づくりと人材育成■ 捕獲個体の資源化の推進
4-2-2 特定外来生物の防除	<ul style="list-style-type: none">■ 特定外来生物の防除の推進■ 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策
4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発	<ul style="list-style-type: none">■ 「侵略的外来種」リストの作成■ 優先度を踏まえた外来種対策と普及啓発

4-3 農地等の保全と持続的活用

(1) 現状と課題

- 農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源のかん養など、多面的機能を有しています。
- しかし、農業従事者の減少や高齢化などにより集落機能が低下し、ため池や農業水利施設の保全管理が困難になってきており、耕作放棄地も増加しています。
- 農業の担い手の確保・育成や「農地中間管理機構」を活用した担い手への農地集積、集落営農を推進するとともに基盤整備とも連携して利用集積を加速する必要があります。
- 農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
4-3-1 農地等の保全と持続的活用	<ul style="list-style-type: none">■ 農業の力強い担い手と守り支える担い手の確保・育成■ 優良農地の確保■ ほ場整備と農地の利用集積の推進■ 環境保全型・資源循環型農業の普及促進■ 土地改良施設の保全整備■ 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮■ 耕作放棄地対策の促進■ 鳥獣被害対策

【基本目標 5】 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

5-1 大気環境の保全

(1) 現状と課題

- 本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは、未だにすべての測定局で環境基準が未達成となっています。また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、環境基準が平成21年9月に設定され、その常時監視を平成23年度末から開始していますが、すべての測定局で環境基準が未達成となっています。
- 光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の紫外線により化学反応を起こして生成されるもので、発生減からの原因物質の排出低減を進める必要があります。
- 微小粒子状物質（PM2.5）については、発生源が多岐にわたり、また生成メカニズムが複雑で、広域的な汚染も指摘されていることから環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を蓄積する必要があります。
- アスベスト（石綿）については、建材にアスベストを使用した建築物の老朽化に伴う解体が今後増加していくことも見込まれることから、これらの除去工事において飛散防止対策を徹底する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供	<ul style="list-style-type: none">■ 大気環境の監視■ 有害大気汚染物質の監視■ 県民への情報提供
5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 工場・事業場に対する排出規制の推進■ 自動車排出ガス対策の推進■ 光化学オキシダントの対策の推進■ アスベストの飛散防止の推進

5-2 水環境、土壤・地盤環境の保全

(1) 現状と課題

- 本県の河川や海域における水質について、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）や海域の化学的酸素要求量（COD）は、いずれも全国平均に比べ環境基準の達成率が低いことから、引き続き水質汚濁の防止を図る必要があります。
- 土壤汚染や地下水の過剰採取による地盤沈下は、被害が発生するまで認識されにくく、また、被害が発生した場合の回復が容易でないことから、土壤汚染と地盤沈下の未然防止を図る必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供	<ul style="list-style-type: none">■ 計画的な監視の実施■ 水質汚濁事故時の連絡体制の整備充実
5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 総量削減計画の推進■ 工場・事業場に対する排水規制の推進■ 生活排水処理施設の整備■ 地下水の汚染防止対策の推進■ 農畜水産業の排水対策の推進■ 開発事業等に係る排水対策の推進
5-2-3 水環境の保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進■香の川創生事業の促進■水道水源の保全■ため池の水質改善の促進
5-2-4 土壤・地盤環境の保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■土壤汚染防止対策の推進■地盤環境の保全対策の推進

5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

(1) 現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、私たちの日常生活に密着しており、その発生源も多種多様で、行政機関に寄せられる公害苦情件数も高い割合を占めています。
- 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制は、市の規制地域は市が、町の規制地域は県が指定し、市町が工場・事業場、建設作業等規制対象の監視・指導を行っていますが、県民の快適な生活環境を守るため、市町と連携して取り組む必要があります。
- 我々の生活や事業活動からは、様々な化学物質が環境に排出されており、生活環境や人へ影響を与える恐れのあるものもあることから、県内の排出状況を把握し、排出抑制、管理の徹底を図るとともに県民に対し、化学物質に関する正しい情報をわかりやすく提供する必要があります。
- モニタリングポストによる大気中の放射線の常時測定や水道水や降下物等に含まれる放射性物質の測定を継続し、平常時の状況を把握するとともに、県民の放射線に対する不安解消に努める必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 騒音・振動対策の推進■ 悪臭防止対策の推進
5-3-2 化学物質対策などの推進	<ul style="list-style-type: none">■ 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進■ 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進■ ダイオキシン類対策の推進■ 環境放射能対策の推進

5-4 うるおいのある快適な地域づくり

(1) 現状と課題

- 都市公園や神社林、田園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える場としてだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっています。特に河川や海岸、ため池などは、自然環境との調和に配慮した利用や整備が求められています。
- 地域の生活環境を快適なものにするために、農村景観や歴史的文化的景観、街並みなどを地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していく必要があります。
- 本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた地域独自の伝統文化、自然物など多くの歴史的・文化的資源があることから、これらを保全・継承し、それらの価値の積極的な活用を図っていく必要があります。
- 人口減少の進行等により土地利用効率の低下が懸念される中、地域の特性に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、引き続き総合的かつ計画的に県土の効率的な利用を推進する必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
5-4-1 景観、自然に配慮した快適空間の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 水辺空間の形成■ 緑地等の整備や緑化の推進■ 都市公園の整備と保全■ 良好な景観の形成■ 環境保全・環境美化活動の促進
5-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none">■ 文化財の保存と活用■ 文化財の保護に関する啓発活動の推進■ 四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録
5-4-3 適正な土地利用の調整	<ul style="list-style-type: none">■ 適正な土地利用の調整

環境基本計画に掲げる環境指標（現時点の検討状況）

★は新規の環境指標

環境指標 【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り育てていくための人づくりの推進	単位	現況 (H25年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
1 ★環境学習応援団団体数	団体	34(H26)	50	環境に関する出前講座などをを行う環境学習応援団を増やし、子どもから大人まで幅広く学習機会を提供する必要があるため。	H26年度実績から50%の増加を目指す。
2 環境教育・環境学習参加者数	人	22,874	25,000	環境教育・環境学習は環境に関する様々な取組みの基本となるため。	1割増を目指す。
3 「さぬきっ子 環境スタディ」の小中学校での活用率	%	小86 中68.9	100	学校における環境教育をさらに推進する必要があるため。	すべての小中学校での活用を目指す。
4 ★かがわ里海大学(仮称)修了者数	人	0	検討中	里海づくりを牽引する人材を育成する必要があるため。	
5 ★県民参加型モニタリング参加者数	人	738	検討中	できるだけ多くの県民等が環境監視に関わることにより里海意識の醸成を図っていく必要があるため。	
6 ★県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数	百人	576 (H26年度)	605	できるだけ多くの県民等の参加により海ごみ対策等を推進する必要があるため。	5%増を目指す。
7 海岸愛護活動参加者数	千人	20	検討中	できるだけ多くの県民の参加により海岸の清掃活動を推進する必要があるため。	
8 海底ごみ回収活動実施か所数	か所	23	30	豊かな海を目指し、海底ごみの回収を推進する必要があるため。	3割増を目指す。
9 漢場造成面積	ha	117	検討中	豊かな海を目指し、水産生物の幼稚仔魚の保護を図る必要があるため。	検討中
10 ★放置竹林対策実施面積(H28～32年度の累計)	ha	0	100	放置竹林が拡大する中、里山の再生等に向け、対策を進めが必要があるため。	年20haの対策実施を目指す。

環境指標	現況 (H25年度) 単位	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
11 環境に配慮した事業所の認定件数 (累計)	件 16 (H26)	20	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26年度実績から20%の増加を目指す。
12 環境に配慮した製品の認定件数 (累計)	件 45 (H26)	54	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26年度実績から20%の増加を目指す。
【地球環境分野】地域から取り組む地球環境の保全				
13 温室効果ガス排出量	千t-CO2 (H24暫定)	11,064 検討中	地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標であるため。	
14 ★エネルギー消費量	TJ (H24暫定)	101,016 検討中	温室効果ガス排出量の削減に向け省エネギー行動の拡大を図っていく必要があるため。	
15 ★かがわ省エネ節電所の登録者数	世帯事業所 333事業所 (H26)	1,388世帯 4,500世帯 1,300事業所	できるだけ多くの県民及び事業所に省エネ行動を行っていただきることが重要であるため。	毎年度500世帯、150事業所の新規登録を目指す。
16 ★省エネ講座の受講者数	人 (H26)	173 200	省エネに有効な手法や最新機器について事業者に情報提供することが重要であるため。	H26年度実績から15%の増加を目指す。
17 ★緑のカーテンコンテスト参加申込者数	件 (H26)	252 500	緑のカーテンの設置は県民・事業者の具体的な省エネ行動の1つであるため。	H26年度実績の倍増を目指す。
18 住宅用太陽光発電システム設置件数(累計)	件 (H26)	20,100 30,000	日照時間が長いという本県の特性を踏まえ太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度H26年度設置件数(1,693件)の維持を目指す。
19 県有施設への太陽光発電システム導入量(累計)	kW (H26)	992.5 1,142	県が率先し導入することにより、太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度1施設(20kW)以上の導入を目指す。
20 ★主な公共交通機関利用者数	千人 JR四国(県内)16,216 ことでん12,986 乗合バス5,845		H26年度利用者数の現状維持を図る。 運輸部門の温室効果ガス削減に向け、公共交通機関の利用促進を図る必要があるため。	現状維持を目指す。

環境指標	現況 (H25 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
21 森林整備面積(H28～32 年度の累計)	ha (H23～25) 3,210	5,000	間伐や植林等の森林整備を推進する必要があるため。	現状の整備水準を確保する。
22 県産木材の搬出量	m ³ 【資源循環分野】環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	4,432 5,000	県産木材が利用されることにより、持続的な森林の整備・保全につながるため。	県産木材の利用促進を図ることなどにより 1割以上の増加を目指す。
19				
23 一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万 t 33.0	29.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2 R の一層の推進が必要であるため。	県民、事業者への啓発等により、4 万 t の削減を目指す。
24 一般廃棄物(し尿を除く)の1人1 日当たりの排出量	g 895	815	同上	同上
25 一般廃棄物のリサイクル率	% 20.1	24.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	焼却ごみの資源化を促進し、リサイクル率の 3.9 ポイント向上を目指す。
26 一般廃棄物の最終処分量	万 t 3.6	3.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少し資源化量が増えることを目指す。
27 産業廃棄物の総排出量	万 t 243.6	242.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2 R の一層の推進が必要であるため。	排出事業者への啓発等により、1.6 万 t の削減を目指す。
28 産業廃棄物のリサイクル率	% 70.1	71.5	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	毎年 0.2 ポイント(直近の伸び率)ずつ向上することを目指す。
29 産業廃棄物の最終処分量	万 t 18.1	17.2	持続可能な循環型社会の構築に向け、3 R の一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少しリサイクル率が向上することを目指す。

環境指標	現況 (H25 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
30 ★廃棄物不適正処理苦情件数	件 119	減少	廃棄物適正処理の一層の推進を図る必要があるため。	減少を目指す。
31 買い物袋持参率	% 26.4	40	環境にやさしい消費者行動を数値化できるものであるため。	現計画目標の倍増を目指す。
32 水道の1人1日当たり平均給水量	1/人・ 日 372	372 以下	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	現状値以下
33 水道の1人1日当たり生活用平均給水量	1/人・ 日 231	231 以下	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	現状値以下
【自然環境分野】豊かで美しい自然親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進				
34 ★ニホンジカの生息頭数	頭 4,000	1,800	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の縮小を図る必要があるため。	小豆島1,500頭、小豆島以外300頭を目指す。
35 ★特に加害レベルの高いニホンザルの群れ	群 10	0 (H29)	特に加害性の高いニホンザルの群れの対策を緊急に進めめる必要があるため。	H29年度までに解消を目指す。
36 ★狩獵免許所持者数	人 1,892 (H26)	2,500	将来に亘って有害鳥獣対策を推進するためには、若手狩猟者を確保しながら免許所持者数の増加を図る必要があるため。	毎年度100人の増加を目指す。
37 ★生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターシートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	% (H26)	40	生物多様性の保全を図るために、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	H26年度県政モニターシート結果の倍増を目指す。
38 新規就農者数(H28～32年度の累計)	人 348	検討中	新規就農者を確保し、農地の保全を図る必要があるため。	
39 エコファーマー認定件数(累計)	件 231 (H26)	検討中	環境保全型農業の促進を図る必要があるため。	

環境指標	現況 (H25年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
40 ★集落営農組織数(H28～32年度の累計)	組織 (H26) 225	検討中	集落営農を促進し、農地の保全を図る必要があるため。	
41 ほ場整備面積(累計)	ha 7,570 (H26)	検討中	効率的で生産性の高い農業経営の確立を支援する必要があるため。	
42 老朽たぬ池の全面改修箇所数(累計)	か所 3,422 (H26)	検討中	本県農業用水の主要な水源であるため池の防災対策を引き続き推進する必要があるため。	
43 協働活動による多面的機能の維持發揮を行う農用地面積	ha 7,571 (H24)	検討中	農業生産活動の場を確保するとともに、農業者等の協働活動による農業用施設の保全管理が重要であるため。	
44 耕作放棄地解消面積(累計)	ha 383 (H24)	検討中	農地は農業生産の基盤となる貴重な資源であり農地として利用される必要があるため。	
45 鳥獣被害が恒常に発生する集落数	集落 475 (H24)	検討中	地域や市町が行う取組みを支援し、鳥獣による被害の軽減を図る必要があるため。	
【生活環境分野】安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全				
46 大気に係る環境基準達成率	% 100	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。 達成率100%を目指す。	同上
47 •二酸化硫黄	% 100	100		同上
48 •二酸化窒素	% 100	100		同上
49 •一酸化炭素	% 100	100		同上
50 •浮遊粒子状物質	% 100	100		同上
51 •ベンゼン	% 100	100		同上
52 •トリクロロエチレン	% 100	100		同上
53 •テトラクロロエチレン	% 100	100		同上
53 •ジクロロメタン	% 100	100		同上

環境指標	現況 (H25 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
54 大気に係る環境基準平均超過時間 ・光化学オキシダント注意報・警報の発令件数	時間 回/年	285 0	改善を図る。 工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。	現状からの改善を目指す。
55 ★微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起件数	回	2	0 微小粒子状物質(PM2.5)による汚染を減らすため。	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。
56 公共用水域に係る環境基準達成率 ・健康項目	%	100	100 公共用水域の基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	注意喚起なしをを目指す。 達成率 100%を目指す。
57 58 ・生活環境項目(河川 BOD) 59 ・生活環境項目(海域 COD)	%	63 43	100 100 同上	同上 同上 同上
60 水質汚濁物質の発生負荷量 ・COD 61 ・窒素 62 ・りん	t/日	25 29 1.6	第 8 次水質 総量削減計 画における 目標値 同上	汚濁物質の発生負荷量を把握し、水質保全に努める必要があるため。 国、関係府県と調整のうえ、平成 28 年度に平成 31 年度を目標とする水質総量削減計画を策定予定のため。
63 污水処理人口普及率	%	72.2	検討中 水環境の保全を図るために各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標であるため。	
64 下水道の普及率	%	43.5	検討中 水環境の保全を図るために公共下水道の整備状況を表す指標であるため。	
65 農業集落排水施設の普及率	%	1.8	検討中 水環境の整備状況を表す指標であるため。	

環境指標	現況 (H25年度)	目標 (H32年度)	検討中	指標の達成理由	目標値設定の考え方
66 合併処理浄化槽の普及率	% 26.7	検討中		水環境の保全を図るための合併処理浄化槽の整備状況を表す指標であるため。	
67 土壤(農地)の環境基準達成率	% 100	検討中		農用地での重金属含有量の定期的な監視を継続し、汚染防止に努める必要があるため。	
68 騒音に係る環境基準達成率				基準達成状況を把握し、必要に応じ、関係機関への要請を行うため。	達成率100%を目指す。
68 一般地域	% 100	100			同上
69 ・道路に面する地域	% 98.7	100			同上
70 ・航空機騒音	% 100	100			同上
71 振動苦情件数	件 4	減少		振動の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少を目指す。
72 悪臭苦情件数	件 49	減少		悪臭の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少を目指す。
73 ダイオキシン類の環境基準達成率				基準達成状況を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	達成率100%を目指す。
73 ・大気汚染に係る環境基準達成率	% 100	100			同上
74 ・水質汚濁に係る環境基準達成率	% 100	100			同上
75 ・水底の底質汚染に係る環境基準達成率	% 100	100			同上
76 ・土壤汚染に係る環境基準達成率	% 100	100			同上
77 ★県民がふれあうことのできるみどりの面積	ha 1,848	検討中		都市公園や森林公園、フォレストマッチングなど県民がふれあうことのできる緑を増やす必要があるため。	同上

環境指標	現況 (H25年度)	目標 (H32年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
78 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ協定締結団体数	団体 89 (H26)	99	自発的な美化活動が実施されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	毎年2団体の増を目指す。
79 香川さわやかロード参加団体数	団体 140 (H26)	140	快適な環境づくりが広く実践されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	現状維持を目指す。
80 国県指定の文化財数(累計)	件 393 (H26)	検討中	歴史的な価値を有するものを文化財として指定・登録し保存と活用を図る必要があるため。	
81 四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数(累計)	か所 6 (H26)	10	世界遺産への登録には、構成資産の文化財保護法による保護措置が図られていることが必要であるため。	10カ所の保護措置を目指す。